



ふれあい119



北上市消防出初式



西和賀町消防出初式

消防出初式

平成28年の北上市消防出初式は1月9日にさくらホールで、西和賀町消防出初式は1月10日に銀河ホールで行われました。

消防出初式は、年頭にあたり消防団員の士気の高揚と職務遂行への決意を新たにするとともに、市民町民の方々の防災意識の向上を目的として毎年開催しています。

式典では、消防殉職者への黙祷をささげた後、無火災を継続している分団や消防活動に尽力した方に対し、表彰状が授与されました。式典終了後には、観閲を行ったほか、市民町民の方々が見守る中、分列行進を行いました。

春季全国火災予防運動実施

春季全国火災予防運動が3月1日から3月7日まで展開されます。雪が消えるこれからの時期は草焼きやゴミ焼きから延焼し、火災に至るケースが例年多くなっております。空気が乾燥している場合、風が強い場合などは草焼きなどを行わないようにしましょう。

また、神奈川県川崎市簡易宿泊所火災（平成27年5月）、広島県広島市飲食店火災（平成27年10月）などのように違法建築物での火災が発生しています。建築物を新築、増改築及び用途変更などをする場合は関係行政庁と協議の上、各種許認可を受けた上で工事に着手するようにお願いします。

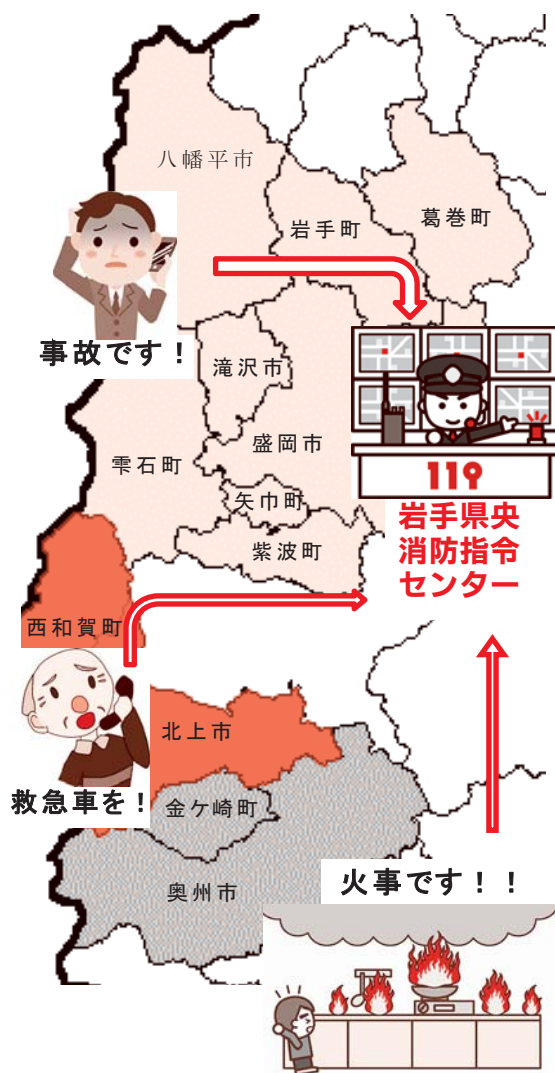
平成28年度消防組合はこう変わります

119番通報の受付を共同化 受付先が盛岡に！

北上地区、盛岡地区及び奥州金ケ崎の3消防本部は、現在それぞれが行っている119番通報の受付を共同化します。

そのため、現在、北上市柳原町にある北上地区消防組合消防本部で受付している**北上市と西和賀町からの119番通報は、平成28年5月18日から、盛岡市に現在建設中の盛岡中央消防署の建物内に設置する「岩手県中央消防指令センター」で受付**することになります。

この消防指令センターは、3消防本部から職員を派遣し共同で運用するもので、3消防本部が管轄するすべての市町（5市7町）からの119番通報を受付します。



119番通報の受付先が変わるということ
で、不安に感じる方もいると思いますが、
消防指令センターでは、現在の北上消防
で場所の特定に時間を要している携帯電
話等からの通報も、受付と同時に通報場
所が表示されるなど、高機能なシステム
が導入されることから、これまで以上に
迅速な対応が可能になります。また、119
番通報を担当する職員が少なくて済むた
め、現場対応の職員を増やし、消防力を
強化できるといったメリットがあります。
なお、火災や救急などの災害対応は、
これまでどおり、それぞれの消防本部で
対応します。また、災害情報案内につい
ては、消防指令センター運用後も電話番
号はそのまま（65・5119）で聞く
ことができます。

大堤出張所を分署化

今年の6月から、大堤出張所を「大堤分署」にします。

企業進出などにより、この地域の消防事務が増えたことから、消防分署として整備し、増加する消防需要に対応するものです。

◇ 増員によって、救急車とポンプ車の同時出動が可能になります。

◇ 各種届出・申請の処理にかかる時間が短くなります。

◇ 事業所や地域の防災活動の支援充実が図られます。



北上消防署 大堤分署 (※6月1日から)

〒024-0051 北上市相去町平林3番地5

TEL 0197-67-4981

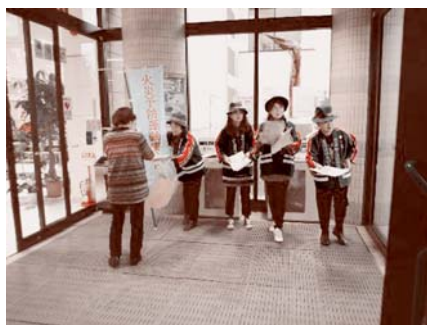
FAX 0197-67-4982



がんばっています！ 婦人消防協力隊

婦人消防協力隊は、昭和30年代初期、「日常の火を取り扱う仕事が婦人の手により行われている分野が非常に多い」とのことから、火災予防活動や消防団活動を支援するため、岩手県内の各市町村に婦人消防協力隊が結成されました。

現在、北上市37隊、西和賀町30隊が結成されています。では、どのような活動を行っているのか見てみましょう。



広報活動

火災予防運動期間中、火災予防を呼びかける巡回広報を行ったり、商業施設で住宅用火災警報器の設置促進のPR活動や各地区での設置調査を行なっています。お伺いした際はご協力をお願いします。



各種訓練、研修活動

災害時に多くの炊き出しを、スムーズに行えるように訓練しています。また、年1回北上市、西和賀町の婦人消防協力隊が合同で研修会を行っています。



このほか、出初式や消防演習に参加しています。「地域の防災は家庭から」をスローガンに婦人消防協力隊は入隊者を募集しています。お問い合わせは下記までお願いします。

北上市婦人消防協力隊事務局 北上市消防防災課 ☎0197-72-8305

西和賀町婦人消防協力隊事務局 西和賀町総務課 ☎0197-82-3281



住警器 正しく設置 維持管理



平成18年6月から、住宅用火災警報器の設置が義務化となり、今年で10年が経過しようとしています。

昨年実施した、住宅用火災警報器の設置率調査では、全国平均81%、当組合管内においても71%と、まだ設置されていない住宅が多いことが分かります。

火災予防条例で定められている設置場所は、すべての寝室、階段の天井（二階に寝室がある場合）で、適合率をみると、全国では66%となり、当組合管内においては43%と半数以下となっています。

火災予防条例で定められている設置場所すべてに設置するようお願いいたします。

そして、もう一つ重要なのが住宅用火災警報器の維持管理です。正しく設置しているにも関わらず電池が切れていたり、故障し作動しないようでは設置していても同然となります。

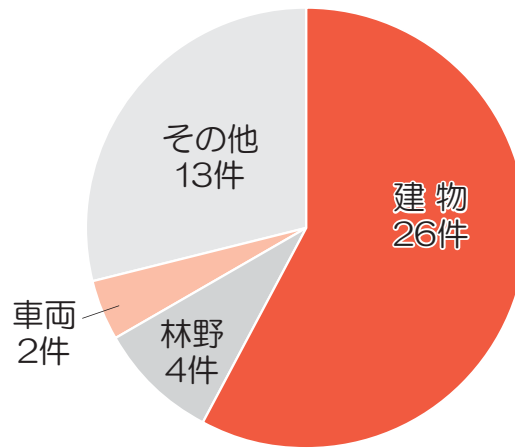
一般的に電池の寿命は短いものでは5年、長くても10年とされています。

住宅用火災警報器の設置義務化から10年を迎える今、自宅に設置してある住宅用火災警報器の設置場所の再確認と、維持管理の徹底についてお願いします。

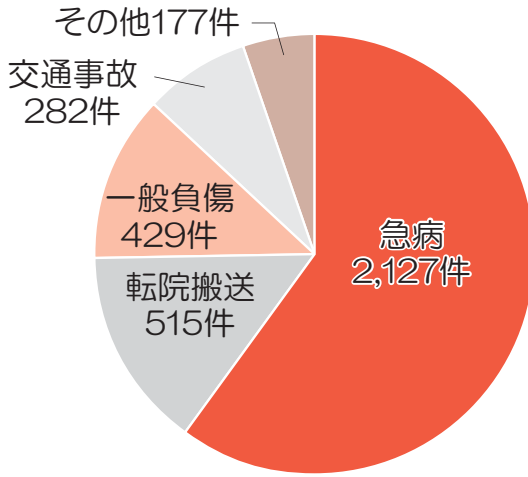
火災により、尊い命が奪われることのない街づくりを目指しましょう。

平成27年火災・救急件数

火 災 45件



救急 3,530件



平成27年の火災件数は前年と比較して3件の増加となりました。建物火災26件中、住宅（アパート等の共同住宅を含む）火災が14件でした。そのうち住宅用火災警報器が取り付けられていた住宅は5件でした。住宅用火災警報器が作動したことで早期発見につながり、

ほぼ程度で済んだケースもありました。
火災による死者は3名、負傷者は7名であり前年と比較してどちらもほぼ半分に減少しました。

出火原因は「たばこを完全に消さなかった」、「ガステーブルに鍋をかけたままその場を離れた」というもののほか、最も多かった出火原因は「たき火や草焼き」です。草焼きから建物に火が移ってしまったものもあります。

たき火等の際は「風のない日で、万が一のため消火できるものを準備し、完全に消えたのを確認する」ということを心掛けましょう。

救急件数は前年より6件の減少となりましたが、症状が軽く緊急性がなくても「交通手段がない」という理由での要請もあり、緊急性を要する方への対応が遅れる可能性もあります。救急車の適正利用にご理解とご協力をお願いします。



知っておきたい消防Q&A

「PA連携出動って何？」



「救急車を呼んだのにどうして消防車もくるの？」と疑問に思ったことはありませんか？
「PA連携出動」とは、消防車（Pumper）と救急車（Ambulance）が連携して救急活動を行うことです。

消防署では、119番通報の内容から救急隊のみで搬送が困難な場合や、活動状況が危険で安全管理が必要と判断される場合に消防車が同時出動します。また最寄りの消防署の救急車が出動中で、救急車の到着が遅れることが予想される場合などに、最寄りの消防署から消防車が先行して出動し処置を行います。

例えば、どんな場合かというと、

- ・心肺停止状態または心肺停止状態へ移行が予想されるような重篤傷病者の場合
- ・搬出が困難であることが予想される場合（搬送距離が長い。または高層階など）
- ・交通量の多い道路や高速道路などでの事案の場合

などがあります。

傷病者の救護や救命処置などを迅速かつ安全確実にを行うためですので、皆様のご理解ご協力をお願いします。